
〈論文〉

アメリカにおける労働者供給業と労務請負制度

——パドローネ制度の機能と特質——

Immigrant workers and the function of the padrone system

片山 一 義

目 次

はじめに

1. パドローネ制度と労務供給請負契約
2. パドローネ制度の機能
 - (1) 国際的な労働力の募集と調達
 - (2) 労働組織と作業管理
 - (3) 賃金制度と控除
 - (4) 飯場経営と生活管理

おわりに

はじめに

アメリカ合衆国における労働者供給業及び労働者供給に伴い形成される特殊な労働関係、いわゆる労務供給請負制度は、1880年代以降1920年代にかけて最も発展した。戦前期の日本資本主義で展開をみた炭鉱業の組頭制度、飯場制度あるいは建設業の親方制度、組頭制度など同種の労務供給請負制度が、アメリカにおいても一定の歴史段階で存在していたのである。この点について、戦後、GHQ労働課でマンパワー政策を担当したエドガー・C・マッケボイは、日本の「労働ボス」（労供ボス、または労務供給事業を行うボス）の排除と根絶の問題について回顧した際、「労働ボス制度の起源はイタリアのパドローネ・システムにある」「これは19世紀にアメリカ西部の開発や工業化のために、南ヨーロッパから季節農業労働者として移住してきた労働者の供給慣行にもみられ¹⁾」と、その歴史的事実を指摘している。

¹⁾ 竹前栄治『GHQ労働課の人と政策 [増補改訂版]』エムティ出版、1991年、266ページ。マッケボイは同著同箇所において、続けて次のように述べている。「これらの労働者は労働ボスによって供給され、強制労働や年奉公、あるいは季節の必要に応じて働かされました。しかしこれらの慣習は人権を無視するものとして立法で禁止され、その機能は職安によってとって代わられました。」このマッケボイの指摘は争点の一つとなりうる。因みに、これまでアメリカのパドローネ研究において、パドローネ制度あるいはその慣

実際、19世紀末から世紀転換期のアメリカ産業社会において、イタリア移民を海外から調達し企業に供給していたイタリア人労働ボスは、パドローネ (padrone) と呼ばれていた。マッケボイが指摘する「パドローネ・システム」（本稿以下ではパドローネ制度と記載する）とは、このイタリア人労働ボスの下で展開された労務供給請負制度にほかならない。とはいえ、アメリカ合衆国の労務供給請負制度は、イタリア移民という特定の民族の中においてのみ発展したのではない。同時期のアメリカ社会において、「パドローネ・システムという用語はイタリア人と似た状況下にいる他民族の労働者を含める」² 概念として使用されており、これと同じような制度はギリシア人、オーストリア人、トルコ人、ポーランド人、ブルガリア人、クロアチア人、マケドニア人などの南東欧系移民労働者、さらにメキシコ人や日本人などの移民労働者の中にも広く存在した。

1880年代から世紀転換期のアメリカ資本主義は、自国と南東ヨーロッパ、メキシコ、アジア等周辺諸国との間で形成された膨大な移民からなる国際労働市場を基礎に急速な成長を遂げた。パドローネ制度はかかる労働市場に成立基盤をもち、国際的な労働力の募集、調達と利用を促進したのであり、その意味で独占形成期アメリカ資本主義の蓄積構造に規定されたシステムであった。筆者は、パドローネ制度の意義をかかるものとして捉え、同制度の合衆国における地域的広がりや対象業種の範囲、さらには移民労働者に対する影響力等の実態について可能な限り明らかにしてきた³。本稿はその続編にあたるものである。

ところで、一般に労務供給請負制度は、雇用主と労働者との労働関係に第三者たる特定の人物（請負人）が介在し、この第三者が雇用主の労働力募集や労務管理機能の一部を分担し請け負うところに本質がある。しかしながら、特定の国あるいは特定の歴史段階において現れる実際の制度においては、産業及び技術の発達水準、あるいは経済システムや労働市場構造、労使関係の有りに規定されて、第三者による労働関係への介入の仕方やその結果形成される三者間関係のあり方、さらに担いうる労務管理機能の範囲と内容に関して様々違いがみられることも少なくない。したがって、パドローネ制度を明らかにするためには、更に踏み込んでこれらの問題について検討しなければならない。本稿では、かかる観点からパドローネ制度の機能を分析しその特徴を明らかにする。

行が立法によって禁止され、終焉をむかえたと主張する論者はいない。

² U. S. Immigration Commission, *Reports of the Immigration Commission*, (Washington, D. C.: Government Printing Office, 1911), Vol.2, p. 392. 合衆国移民委員会は1907年の移民法第39条によって設置された委員会であり、委員長の名をとって通称ディリングガム委員会と呼ばれる。以下の脚注では、この報告書を Dillingham Commission と略記する。

³ 拙稿「アメリカにおける労働者供給業の形成と展開——パドローネ制度についての一考察——」『札幌学院商経論集』第25巻第3・4合併号（通巻116号）、2009年3月。

1. パドローネ制度と労務供給請負契約

最初に、労務供給請負契約の内容からパドローネ制度の機能とその範囲を確定しておこう。ここでは、その手がかりとして合衆国移民委員会 (U. S. Immigration Commission, 以下文中ではディリンガム委員会と呼ぶ) の報告書に掲載された一つの請負契約書を取りあげる。これは、1908年、ウェストバージニア州における路面電車の路線敷設工事 (47マイル) に際して、ニューヨーク市のある建設会社とペンシルベニア州のイタリア人パドローネとの間で締結されたものである。ディリンガム委員会は、この請負契約書をイタリア移民に見られたパドローネ制度の典型として掲載している。その全文は以下の資料1のようなものであった (下記契約書にある甲、乙という表記は分かりやすくするために引用者がつけたものである。また文中の括弧内は、資料では原文が省略されており、契約内容の趣旨のみが記載された部分である)⁴。

資料1 イタリア人パドローネ制度における労務供給請負契約

この契約は、第一署名人であるニューヨーク市の甲と、第二署名人であるペンシルベニア州の乙との間で、1908年8月15日に締結されたものである。

以下のことを証明する。

甲はウェストバージニア州における路面電車の線路建設——47マイルの距離——に際し、400～500人の不熟練労働者を雇用しようとするものである。それゆえ、甲は当該事業に必要な全労働者の扶養ならびに住居・施設の提供に関する全ての権利を乙に委託する。

また、当該労働者に生活必需品を提供する物品販売所あるいは売店に関する全ての営業権は乙が保有する。さらに、甲は当該労働者に支払われるべき賃金から当該労働者の食事代および売店の勘定書を保管し、乙に対してそれらの代金を定期支払日に支払う。

乙は当該勘定書を支払日の少なくとも3日前までに提出するものとする。

甲は当該労働者に対して1日10時間労働につき1.5ドルの賃金を支払うこと、さらに仕事の開始時から2週間以内にこれを支払うことに同意する。

(雇用主は仕事に適さない労働者に対して解雇する権利を有すること、その場合、乙は労働者の取替えを実施することについて確認した部分)

乙は前項に定めた労働者を全て供給し、求人者の依頼を受けてから10日以内に当該作業場か甲の元に労働者を連れて来るものとする。

(最初の依頼において、少なくとも150人の労働者が要請されることを定めた部分)

甲は当該労働者が必要とする全ての施設あるいは飯場を建設し、雇用労働者が居住する当該施設の使用権については乙に与えること、またその建設費は全て甲が引き受けることに同意する。

乙は当該売店における総売上額の5%を甲に支払うものとする。また、乙は甲と相談しかつ同意を受けることなく、乙の権利を又貸しあるいは売却することは認められない。

(乙が契約で定められた労働者数を供給することが可能である限り、別の労働者は採用されないことを定めた部分)

両者署名

⁴ Dillingham Commission Vol.18, pp. 333-334.

この契約書においては、数カ所簡約された部分もあるが、締結されている内容は次の3つに大別できる。すなわち、第一に労働者の供給と受入に関わる事項、第二に労働者の賃金と支払方法について定めた事項、第三に労働者の生活、換言すれば飯場の運営に関する事項がそれである。

第一の事項では、400～500人の不熟練労働者を契約締結後10日以内に供給すべき旨が定められている。また、契約締結時に少なくとも150人の労働者の提供を要請している。その際注目すべきは、事業主は「契約で定められた労働者数を供給することが可能である限り、別の労働者は採用されない」として、パドローネに独占的な供給権を与えていることである。このような排他的特権の定めは、事業主に対して安定的な労働力供給を保証し、また他方ではパドローネの権力を支えるものであって、この種の請負契約ではけっして珍しいものではない。雇用管理機能の配分関係では、「仕事に適さない労働者」の解雇やその場合の「取り替え」要請など供給される労働者の選択権のみ事業主が担保し、その他雇用管理に関わる労働力の募集と調達パドローネの機能として全面的に委譲されている。

第二の賃金関連事項では、「労働者に対して1日10時間労働につき1.5ドル支払うこと、さらに仕事の開始時から2週間以内にこれを支払うこと」が明記されている。ただし、賃金の支払主体は供給先事業主であって請負人ではない。つまり、賃金制度については、労務請負制度一般でしばしばみられるような雇用主から請負人に対する一括支払制ではなく、時間給（定額制）を基礎にした雇用主の直接支払制が採用されている。このことから、パドローネ制度における賃金管理機能は、賃金単価の決定を含め基本的には事業主側の権限に属するものであったとみてよい。

とはいえ、パドローネの側において、賃金の支払関係に介入する余地が全くなかったわけではない。事業主が食事代および売店代金を賃金から差し引き、定期的に請負人に支払う旨の契約内容からもわかるように、賃金からの控除という形態で間接的な介入が可能となるからである。こうした控除が、少なくとも正当な代金請求と手続きに基づくものであれば、大きな問題は生じない。ところが、実際には、事業主を介した不当な料金徴収が常態化し、また請負契約には明示されない多様な賃金控除項目がパドローネの裁量の下で定められることも少なくなかった。したがって、こうした控除を可能にする賃金制度は、たとえ事業主による賃金決定と直接支払が行われていたとしても、実質上、請負人による間接支払と同様の効果をもつものであった。

第三の飯場の運営事項では、まず労働者が生活するための施設使用権がパドローネに与えられている。また、物品販売所あるいは売店に関する定めでは、総売上高の5%を事業主に支払うこと、無断で又貸しあるいは転売をしないことを条件にその全ての営業権が与えられている。結局のところ、労働者の生活管理に関わる事業主の義務は、飯場の建設費用を負担

することだけであって、その他住居や生活必需品の提供など労働者の生活維持に関わる管理は、全てパドローネに委託されていたことがわかる。

この契約において一点だけ留意すべきは、労働過程における作業管理に関わる内容が条項として全く触れられていないことである。しかし、このことから、一般にパドローネは作業管理に全く関与しなかったと判断することはできない。後にみるように、通常単独で事業を展開するパドローネは、供給先事業主の下で特定の作業組織に組み込まれ、かつ管理機構の末端に位置づけられることが多かった。パドローネ制度の規模が拡大し、組織に一つのヒエラルキーが作られるようになると、頂点にたつ請負人は作業組織から退き、エージェントがその機能を代行する。上記請負契約において、作業管理事項を欠いた理由は不明であるが、後者のケースが前提にあった可能性もある。いずれにしても、この制度においては作業管理上の役割を排除することはできない。

以上のことから、パドローネは、労働力の募集・調達、作業管理、生活管理の3つの領域にわたる管理機能を代行している。また、控除という間接的な形態ではあるが、賃金配分に対しても影響力を行使することが可能であった。一般に、労務供給請負制度は、請負人が事業主との労務供給契約によって、労働力の供給を請負い、その指示の下に労働者を働かせ、賃金を配分し、さらに飯場を経営して労働者の維持にあたるものが典型とされるが、上記請負契約の内容から判断する限り、パドローネ制度はほぼ典型的な労務供給請負制度の内実を備えていたといえよう。以下、あらためてこれらの機能を具体的に検討する。

2. パドローネ制度の機能

(1) 国際的な労働力の募集と調達

パドローネ制度の機能の第一は、労働力の募集と調達であるが、対象となる労働力は様々な民族的背景をもつ移民であったから、その募集と調達はアメリカ国内のみならず、遠く南・東ヨーロッパ、アジア、中央アメリカなどの諸国にわたっていわば国際的事業として展開された。この国際的な労働力の募集と調達機能こそ世紀転換期に最も繁栄したアメリカにおける労務供給請負制度の最大の特徴である。

1895年合衆国移民調査委員会の報告書⁵が明らかにしたように、典型的なパドローネは使用者から必要とされる低賃金労働力を母国において募集・調達した。そして、合衆国に連れてくる際、明示的な文書か口頭かは別にして、移民との間で何らかの労働を行う旨の契約あるいは約束を交わしていた。イタリア人の場合、1870年代後半から1880年代にかけて合衆国へ

⁵ U. S. Immigration Investigating Commission, *Report of the Immigration Investigating Commission to the Honorable the Secretary of the Treasury*, U. S. Treasury Department, Document No.1817, 1895.

の移民が急増し始めるが、その多くは「自発的」な形態ではなく、移民銀行家（移民バンカー）やパドローネによって契約労働という形態で導入されたものである。その正確な数は不明であるが、一端は1888年のフォード委員会が明らかにしたとおりである⁶。また、フォード委員会に先立つ1884年の連邦下院労働委員会においても、すでに契約労働者に関する事例が報告されている⁷。それによれば、当時移民局が設置されていたニューヨークのキャッスル・ガーデン（Castle Garden）には、契約労働者の導入を目的に営業する職業紹介所があって、開業以来14,000人にも達する膨大なイタリア人契約労働者を移入していた。これらの紹介所は事業内容や規模の点から判断して、移民バンカーあるいはパドローネの営業によるものであることはまず間違いない。

ところで、従来の移民史研究では、こうした国際的な労働力の募集と調達には1880年代以降の移民の大量流入、および1885年のフォーラン法の制定を契機にその後衰退したとして、この側面におけるパドローネの機能を否定する見解が少なくない。例えば、制度学派経済学者であり労働史研究の創始者であるJ・R・コモンズの見解はその典型である⁸。また、1901年の合衆国産業委員会報告の評価を受け入れた移民史研究者のH・S・ネリも、同様の結論を下

⁶ U. S. House of Representatives, *Report: Ford committee, The Select Committee to Inquire into the Importation of Contract Laborers, Convicts, Paupers*, 50th Congress 2d Session, Report No.3792, 1888, U. S. House of Representatives, *Testimony taken by the select committee of the House of Representative to inquire into the alleged violation of the laws prohibiting the importation of contract laborers, paupers, convicts, and other classes*, 50th Congress 1st session. House, Misc. Doc., no.572, (Washington: Government Printing Office, 1888), 後者の1888年報告書について、以下の脚注ではFord Committee Reportと略記する。なお、1888年のフォード委員会報告の内容については、片山一義、前掲論文、28～30ページを参照のこと。

⁷ John R. Commons, *History of Labor in the United States*, Vol. II, (New York: Macmillan, 1918, reprinted 1966), p. 372. また、イタリア移民の初期段階にあたる1880年代において、パドローネとしてのキャリアを十分につんだ有力なイタリア系アメリカ人がすでに存在していたと言われる。それらはE・フェントンによれば、長い間「Il Progresso Italo-Americano」の出版者であったCarlo Barsotti、ニューヨークのイタリア地区の共和党ボスであるAntonio Maggio、有名なバンカーであり共済団体のリーダーとして君臨したLous V. Fugazyなどである。Edwin Fenton, *Immigrants and Union, A Case Study: Italians and American Labor, 1870-1920*, (New York: Arno Press, 1975), p. 81.

⁸ J・R・コモンズは、合衆国産業委員会の報告書（1901年）のなかで、「こうした制度（移民を契約の下で合衆国に導入し支配した制度—引用者）は1870年から80年の10年間に最も繁栄した。」「その後、パドローネの活動領域は変化した。移民を連れてくるといった仕事はもはや必要でなくなった。すなわち、移民は以前のように契約を結ぶことなしに渡来するようになり、また政府も契約労働者の導入防止を狙いとした活動を展開した。こうした2つの影響、移民の増大と政府の反対行動によってパドローネの性格も変化した」と述べている。U. S. Industrial Commission, *Reports of the Industrial Commission*, Vol.15, (Washington: Government Printing Office, 1901), p.432. また、同様の主張はAllan McLaughlin, “Italian and other Latin Immigrants,” *The Popular Science Monthly*, LXV, (August, 1904), p. 343でもなされている。

して、次のように述べている。すなわち、「入手可能な資料を綿密に検討した結果、パドローネが契約労働者を導入するという制度は1880年代半ば以前の極めて限られた時期にだけに存在したと結論づけられる。その時期以降、パドローネは合衆国産業委員会(U. S. Industrial Commission)が述べたように免許も事務所も持たない単なる私的職業斡旋人(private labor agent)であった」⁹と。しかし、こうした見解は、事実として誤りであるのみならず、19世紀末から世紀転換期アメリカにおける労働市場とその機構に関する状況認識が不十分であること、またフォーラン法の施行過程とパドローネ活動との関連を十分に検討していない点で問題を含んでいる。

まず、移民の大量流入あるいは自発的移民の連鎖が、当時の合衆国における様々な産業の不熟練労働力に対する需要をすべて満たし、その結果パドローネによる外国人労働者の人為的な導入の必要性をなくしたとみるのは、いわゆる「新移民」の地域的な偏在を背景に、都市と地方あるいは東部と西部・南部間で労働力の不足と過剰の格差が著しかった当時のアメリカ労働市場の状況を踏まえた場合、極めて非現実的な理解と言わねばならない。特に、鉄道建設など僻地にあり、しかも臨時・季節労働が主体の産業では、一時的に大量の低賃金労働力が必要となった際に、それを都市労働市場から調達できないことも多く、依然パドローネの国外募集に頼らざるをえなかった。このことは当時、無秩序な事業活動を展開する営利職業紹介所を除いて、労働力の社会的配分を規整する制度や組織機構をもたなかったアメリカ労働市場の帰結でもある。

さらに、1885年のフォーラン法による政府規制の結果、パドローネは契約労働者の移入業者から、国内における「単なる職業紹介人」となったとする評価も事実と反している。確か

⁹ Humbert S. Nelli, "The Italian Padrone System in the United States," *Labor History*, Vol.5, No.2, (Spring, 1964), p. 154. 同著者のH・S・ネリがこの問題に関わって「綿密に検討した」という資料は、同論文の脚注から判断する限り、以下の4点である。1) John Koren, "The Padrone System and Padrone Banks," *Bulletin of the Department of Labor*, No.9, (March, 1897), 2) Charlotte Erickson, *American Industry and the European Immigrant: 1860-1885*, (Cambridge: Harvard Univ., Press, 1957), 3) Ford Committee Report, 4) U. S. Industrial Commission, *op. cit.* の各研究・報告書である。しかし、これらの先行研究や史料に対する氏の内容把握については、いくつか問題点を指摘せざるをえない。例えば、ネリは1)の論文でJ・コーレンが契約労働制度の存在を否定していた点を首肯しているが、コーレンが1880年代にすでに消滅したと述べた制度は、主にイタリア人の子どもを合衆国に連れてきて労働させる制度であったと考えられる。したがって、ネリはこの労働制度の終焉をもって契約労働制度の事実を否定するという誤りを犯している。また、ネリは2)のC・エリクソンの著作を借りて、そもそも移民契約労働制度なるものは存在していなかったと主張する。しかし、C・エリクソンの研究は、かなり問題を多く含んでいるが、基本的に合衆国の企業自らが「直接的」に外国人契約労働者を導入しなかったことを主張するものであり、パドローネ等の移民斡旋人による「間接的」な導入事実に対してまで否定していない。さらに、3)のフォーラン法違反を裏付けたフォード委員会報告に対して、ネリはこの調査自体の価値をすべて否定している。

に、フォーラン法は、合衆国で働くという契約あるいは合意のもとで外国人を移入、移民させる行為を原則として禁止した。したがって、法律それ自体でみれば、パドローネの国外調達活動を大きく制限するものであった¹⁰。しかし、その施行過程をみれば、必ずしも立法者の意図通りの効果をあげなかったことは明らかである。

それは第一に、外国人契約労働者禁止法はパドローネによって容易に回避されたところにもみられる。法律の施行上、移民の国外退去を可能にする証拠は、実際、明確な雇用の約束をもっているという移民の自白以外になかった。したがって、パドローネは、常に仕事の契約あるいは約束がない旨主張するよう事前に移民に徹底させていた。また、1893年移民法は、入国検査を強化すべく移民各人の名前、所持金など20数項目を記載した乗船名簿の提出を義務づけたが、家族と合流する最終目的地について虚偽の住所（その多くはパドローネの各種施設）を申告させ、貧民ではない証拠として20～50ドルの「見せ金」を持たせた。合衆国産業委員会の報告書も認めたように、「移民は入国検査官に返答すべき全ての事柄に関して、見事に『訓練されて』アメリカに渡ってきた。イタリアやオーストリア・ハンガリーの村から農民を集めてニューヨークやシカゴなどの輸入業者に送り込むビジネスは、高度に完成されかつ発展した結果、現行法の下で真の契約労働者を発見することは実質上不可能であった。」¹¹

第二に、上記のような外国人契約労働者禁止法を掻い潜る専門的知識や能力そのものが、政府の意に反してアメリカの雇用主サイドにおけるパドローネの名声を高めた。つまり、外国人契約労働者禁止法はパドローネの国外調達活動を規制したというより、むしろ結果的にそれを促進したという点にもみられる。例えば、ディリンガム委員会の特別調査官A・セラフィック (Andre Seraphic) は、同報告書のなかでギリシア人の前借金を伴う「強制移民」という違反行為を追及し暴露することで、ギリシア人のパドローネ制度を一躍全国的に有名にしたが¹²、同時にこのことはユタ州など地方の企業においてはギリシア人パドローネに対する需要を増大させる結果となった¹³。常に労働力不足に悩まされ続けた地方の経営者は、法律を掻い

¹⁰ 外国人契約労働者の禁止を定めた法律は、1885年のフォーラン法であったが、その後同法の施行に関わる規定が1887年、88年、93年法によって制定された。本稿ではこれら一連の移民法を「外国人契約労働者禁止法」と表現している。外国人契約労働者禁止に関わる諸立法およびそれらを含む1907年移民法については、Dillingham Commission, Vol. 2, pp.375-377, および Vol. 39, pp.34-66を参照のこと。また、邦語文献としては、大塚秀之「世紀転換期のアメリカ合衆国における外国人契約労働者問題——Industrial Commission および immigration Commission 報告を中心に——」、『研究年報』19, 1981年も参照のこと。

¹¹ U. S. Industrial Commission, *op. cit.*, p. 666.

¹² Dillingham Commission, Vol. 2, pp. 391-407.

¹³ Gunther Peck, *Reinventing Free Labor: Padrones and Immigrant Workers in North America West, 1880-1930*, (New York: Cambridge University Press, 2000), p. 99.

潜るパドローネの特殊な能力が企業の成功にとって決定的に重要なものと認識するに至ったからである¹⁴。

実際、契約労働者禁止法が強化された1890年代以降において、パドローネが契約労働者を導入し続けていたことは多くの事例から確認できる。西海岸から入国した日本人やリオグランデを渡ったメキシコ人労働者の大半はそれに該当しよう。また、ニューヨークのエリス島における入国検査を通過した契約労働移民についても、G・ペックの最近の研究によってかなり詳しく実証されている。それによれば、カナダのモントリオールにおいて、「イタリア人の王」と呼ばれたイタリア人パドローネの Antonio Cordasco は、カナディアン・パシフィック鉄道に1903年3,100人(1904年には3,900人)の同胞を供給したが、そのうち約40%(1904年の場合は60%)が直接イタリア国内からエリス島を経由して連れてきた移民たちであった。また、「ギリシア人の王」と呼ばれ、1900年代以降ユタ州を中核に広い範囲に渡って支配力を保持していたギリシア人パドローネ Leon Skliris なる人物は、中西部におけるギリシア人労働力の需要増大に対応して、その供給源をアテネに近いメガラ (Megara) の村から1910年代にはトルコ沿岸のクレタ島、ソロス島、レスボス島などにも拡大し、毎月200人を超えるギリシア人労働者を直接ユタ州に動員するような国際的な調達体制をつくりあげていた¹⁵。このように、雇用主に供給すべき労働力は、1910年代に至っても、なお合衆国内の都市労働市場に限定されることなかった。

パドローネが国外において、例えばカラブリアの丘やシシリーの農村地域あるいは地中海西部に点在するギリシアの島々からどのような手段で移民を調達し、いかなる経路と方法で合衆国に連れて来たかは、パドローネの機能を理解する上で重要な問題であるが、この点は「連鎖移民」論の評価とも関わって別稿で検討しなければならない。ここではパドローネが国外において自らの代理人や様々な仲介業者との間でネットワークを形成し、それを通じて事業を遂行していた事実だけ指摘しておこう。関係した仲介業者は、主に擬似的な移民団体、移民斡旋業者、外国の銀行家、さらに船会社やそのエージェント、サブエージェントなどであったが、それぞれ移民斡旋をめぐる激烈な競争を展開した。パドローネは自ら国外で移民事業に着手すると同時に、これらの移民斡旋競争を利用し、またある場合には関係各国の移民法を回避するために密約を含めた複雑な取引関係を結んで移民労働者を調達したのであ

¹⁴ こうした事情は、国境が陸続きのため契約労働移民の「自由な」出入国が可能であったテキサス州エルパソのごとく、法規制の事実上の欠如がメキシコ移民の獲得に狂奔する一般営利職業紹介所間の激烈な競争を生みだし、かえってメキシコ人パドローネの権威を弱める作用を果たしたところからも明らかである。

Ibid., pp. 96, 99 を参照せよ。

¹⁵ *Ibid.*, pp. 27-28, 36, 38.

る¹⁶。

ところで、パドローネの労働力供給事業は、単なる移民斡旋で終わるものではない。それは営利を目的とした労働力売買の仲介事業が基本である。したがって、労働力の募集と調達の際には、雇用提供に関わり紹介手数料という問題が不可避免的に発生した。しかも、それは形式的には労働契約に伴う1回限りの料金だったとはいえ、労働請負人にとって重要な収入源の1つであったことから、パドローネ制度における様々な悪弊の1つの温床となったものである。

イタリア人、ギリシア人、メキシコ人パドローネは国外、国内を問わず、ほぼ例外なく労働者から雇用斡旋料を徴収した。他方、労働力の供給先である事業主に対しては、特殊な場合を除きこの種の料金を設定することなかった¹⁷。こうした対応の相違は、当時の営利職業紹介所とは異なる労務請負制度独自の慣行であり、雇用主に対するパドローネの立場を明瞭に示すものでもある。また斡旋料の設定方法について言えば、労働力確保のために事前登録制度を設ける場合、当時の一般的な営利職業紹介所と同じように、登録料と紹介手数料を分けることもあった。さらにこの種の料金は、仕事の提供以前の雇用契約（約束）時に徴収されるか、あるいは支払能力のない労働者に対しては賃金からの天引きという形態をとっている。いずれにしても、これらは書面か口頭かは別にして、通常労働契約において定められていた¹⁸。

斡旋料の水準はどうであったか。イタリア人パドローネの場合、斡旋料 (bossatura) は雇用期間、支払われる賃金額、労働者が飯場を利用するか否かによって異なり、通常1～10ド

¹⁶ 1880年代から1910年代、ヨーロッパからアメリカへの国際労働力移動(特に季節的移民の移動)において、パドローネ、労働請負人がどのような役割を果たしたか、この問題については以下の文献を参照のこと。U. S. House of Representatives, *Letter from the Secretary of the Treasury, transmitting a Report of the Commissioner of Immigration Upon the Causes Which Incite Immigration to the United States*, 52th Congress, 1st Session, Ex. Doc. 235, Pt. I, (Washington: Government Printing Office, 1892)のJudson N. Cross報告、およびU. S. Immigration Commission (1891-1892), *Report on European Immigration to the United States of America*, (Washington: Government Printing Office, 1893)のHerman J. Schulteis報告、また、Dino Cinel, "The Seasonal Emigration of Italians in the Nineteenth Century: From Internal to Internal Destinations," *Journal of Ethnic Studies*, Vol. 10, No. 1, (1982-1983), Grazia Dore, "Some Social and Historical Aspects of Italian Emigration to America," *Journal of Social History*, Vol. 2, No. 2, (Winter, 1968), John S. MacDonald and Leatrice D. MacDonald, "Urbanization, Ethnic Groups, and Social Segmentation," *Social Research*, Vol. 29, No. 4, (Winter, 1962).

¹⁷ 供給先事業主が雇用斡旋料を支払うケースは、使用者が必要とするストライキ破りをパドローネから大量に調達する場合など緊急・非常時にみられる。Robert F. Harney, "Montreal's King of Italian Labour: A Case Study of Padronism," *Labour/ Le Travailleur*, 4, (1979), p. 69.

¹⁸ "Foreign Labor," *Third Annual Report of the Bureau of Labor Statistics of Labor of the State of New York for the Year 1885*, (New York, 1886), p. 496. 因みに、ニューヨーク州など職業紹介所法を定めた州では、無免許による営利職業紹介行為は違法であった。したがって、特定の州内において、免許を持たないパドローネは紹介料の徴収を秘密裏に行った。

ルまでの幅があったと言われている。5～6ヶ月間継続する仕事が提供されたときには、最高の10ドルが設定されていた¹⁹。また、この料金は、当然ながら労働力の需給関係によっても変動した²⁰。したがって、一般にニューヨークなど労働力の供給量の多い都市部は地方よりも高く、また夏期よりも冬期に上昇した。1897年の労働省特別報告は、浮浪移民労働市場の中心地シカゴでの幹旋料の相場というものを明らかにしている。それによれば、パドローネの下で働いていたイタリア人労働者の94%（調査対象403人中379人）が幹旋料を支払っており、うち341人の幹旋料総額は1,650.50ドル、一人平均4.84ドルであった。この場合、341人が従事した労働時間は総計で3,958.3週、1人平均でみると11週と4日であったというから、幹旋料の相場は週あたり42セントとなっている²¹。

こうした料金は、パドローネにとってみれば、数ある収入項目の一部にすぎなかったが、金額面ではかなりの利益をもたらした。仮に、幹旋料が最低料金の1ドルであったとしても、扱う労働者数が数百、数千人規模となるならば、1回の仕事の幹旋で数百、数千ドルの収入を得ることになる。上記シカゴの相場(11週と4日の雇用期間に対する1人平均幹旋料4.84ドル)を前提にし、冬期を除く年間の就業可能期間を8ヶ月と考えると、1人あたりの幹旋料収入はその3倍の約13.4ドルとなる。有力なパドローネは、年間平均1,000人を超える労働者を供給することが普通であったから、幹旋料から得る収入は相当な額にのぼったことは間違いない。

したがって、この幹旋料をめぐることは、様々な弊害が発生した。パドローネは一つの仕事が終了し、別の雇用主のもとに労働者をそのまま移動させた際にも、契約が異なるとして幹旋料を徴収した²²。また、収入を増やすために、様々な口実のもとで労働者を解雇することも頻発している²³。イタリア人鉄道敷設労働者の就労実態を告発したW・E・ワイルは、パドロー

¹⁹ John Koren, *loc. cit.*, p. 117.

²⁰ John Foster Carr, "The Coming of the Italian," *Outlook*, LXXXII, (Feb., 1906), p. 422.

²¹ United States, Bureau of Labor, *Ninth Special Report of the Commissioner of Labor. The Italians in Chicago: A Social and Economic Study* [by Carroll D. Wright], (Washington: Government Printing Office, 1897), p. 49.

²² New York (State) Commission of Immigration, *Report of the Commission of Immigration of the State of New York Appointed pursuant to the provisions of chapter 210 of the laws of 1908. Transmitted to the Legislature April 5, 1909.*, (Albany: J. B. Lyon Co., 1909), p. 124.

²³ Robert F. Foerster, *The Italian Emigration of Our Times*, (New York: Russell & Russell, 1968, first published in 1919), p. 361, また、エリー運河改修工事では、イタリア人パドローネによって毎日のように解雇が発生したと言われる。"Investigation of Alien Labor Employed on State Contract Work," *Sixteenth Annual Report of the Bureau of Labor Statistics of the State of New York for the Year 1898*, (New York, 1899), p. 1153, ギリシア人パドローネによるこの種の解雇については, Gunther Peck, "Reinventing Free Labor: Immigrant Padrones and Contract Laborers in North America, 1885-1925," *The Journal of American History*, Vol. 83, No.3, (Dec., 1996), p. 860.

ネが4～5ドルの斡旋料を再度取得するために労働者を解雇したケースを取りあげているが、そこで解雇された労働者の雇用期間はわずか1週間であった²⁴。もっとも、この種の短期解雇は、特殊なケースの希有な事件であったとは考えられない。1895年、ボストンのイタリア人労働者保護協会（Italian Workmen's Aid Association）の設立提唱者G・コンテは、法改正によって訴訟手続きの簡略化を求めたマサチューセッツ州知事宛書簡のなかで、パドローネの弊害を11項目にわたって指摘し、その1つとして「パドローネは理由もなく2～3日で労働者を解雇し、新たな斡旋料のために別の新人労働者を雇用する」点を告発している²⁵。ここからわかるように、特に悪質な解雇はボストン、ニューヨークなど労働力の調達が容易な大都市部かそれに近い労働現場で常態化していた。そして、解雇された労働者は救貧院に大量収容され、自治体財政にも大きな影響を与えていたのである²⁶。

(2) 労働組織と作業管理

労務請負の主体となる労働者供給人の機能は、本質的に2重である。1つはこれまでみたような労働力商品交換を媒介する職業紹介人としての機能であり、もう1つは労働関係成立後において労務管理の一部を事業主に代わって執行するという労務管理の代行人たる機能である。この2つの機能は「概念上別個なものであり、また現実に分離して存在しうるものである」²⁷が、アメリカのパドローネ制度では、これら両機能が発生当初より特定の人物の中で、あるいは一つのシステムとして分かち難く結合していたところに特徴がある。では、労務請負人としてのパドローネは、実際に労働力を供給した後どのような労務管理機能を代行していたのか、次にその内容を鉄道建設業における作業管理面からみることにしよう。

19世紀後半から世紀転換期、アメリカ鉄道建設業の労働過程について、その内容を詳細かつ体系的に分析した研究書は存在しない。とはいえ、職種別労働力構成や作業実態に関する一部の事実から推断する限り、当時の鉄道建設の生産力体系は土建業一般がそうであったよ

²⁴ Walter E. Weyl, "The Italian who Lived on Twenty-six Cents a Day," *The Outlook*, LXXXIII, (Dec., 25, 1909), p. 970.

²⁵ U. S. Immigration Investigating Commission, *op. cit.*, p. 125.

²⁶ 労働力供給に関わるパドローネ制度の弊害を除去するために、イリノイ州やニューヨーク州などの州政府によって公共職業紹介事業が強化され、またイタリア移民保護協会（The Society for the Protection of Italian Immigrants）等の移民保護団体によっても無料紹介事業が着手されている。しかし、これらは使用者からの労働力要請に素早く応えるという即応性、あるいは大量の労働力を供給するといった事業能力の面でパドローネに対抗できなかった。Charles B. Phipard, "The Philanthropist-*Padrone*," *Charities*, XII, (May, 7, 1904), pp. 471-472, Edward T. Devine, *Report on the Desirability of Establishing an Employment Bureau in the City of New York*, (New York: Charities Publication Committee, 1909), p. 184.

²⁷ 北海道立労働科学研究所『臨時工 [後編]』日本評論社, 1956年, 239ページ。

うに、全体的にはほとんど見るべき発展はなく、いわゆる土建マニファクチュアの域を出るものではなかった²⁸。

鉄道建設工事は、木の伐採、岩盤の掘削、溝掘り、地ならし、トンネル掘削などの路盤工事を中心とする先行工程と、枕木・レールの運搬作業、砂利採取・バラス敷き、枕木の設置、レール敷設等の基幹工程に大別される。このうち路盤工事では、1880年代に「削岩機が導入され、また蒸気式シャベルが手掘り手作業にとって代わった」とされるが、それらは一部優良企業や特定の事業部門において部分的に利用されていたに過ぎない²⁹。業界全体としてみれば、20世紀に入ってもなお旧態依然たる作業方法が踏襲されていた。特に、低賃金労働力の利用を目的にパドローネ制度を導入した建設事業では、基幹工程を含め作業の大半が馬や手動四輪車を用いたレール・木材の運搬のほか、シャベル、鶴嘴、鳶口、ハンマーなど伝統的な道具を用いた手労働の大量人海に依存していた³⁰。この点は土石の除去、レールの入れ替えを主要な業務とする保守部門においても変わりはない。

こうした人間を諸器官とする土木作業機構では、特定の部分作業を担う労働者集団＝組(gang)が形成され、作業組織は組を単位とした各集団の結合体によって構成される。当時の鉄道建設作業(保守を含む)における組編成は、合衆国労働省調査官F・J・シュリダグが実施した鉄道会社の賃金台帳調査によれば、おおよそ表1のごとくである。これらの組は保守作業と一般構内作業を除く建設部門では、トンネル掘削、岩盤掘削、バラス敷き、枕木設置、レール敷設など工事の進行過程に対応して編成されていた。同表はパドローネ制度下のイタリア人労働者のみを捕捉したものであるため、労働過程全体の質的編成と組数の量的な均衡関係を表すものではないが、同一民族で構成される1組当たりの労働者の規模についてはほぼ正確な実態を示している。つまり、鉄道建設作業における1つの組は路盤上のバラス敷き、枕木設置の工程で30人前後、その他大半の作業においては20人以下という比較的小

²⁸ 20世紀初頭、西部の鉄道建設部門の職種別労働力構成を調査したディリングガム委員会報告によれば、労働者総数1,780人(職長を除く)のうち、コモン・レイバラー職種として分類される単純肉体労働者数は、1,215人で全体の68.3%を占めていた。他方、削岩機(drill)等を扱う労働者数は全体の5.2%に過ぎず、また一定の知識や熟練を要する職種は26.5%を占めていたが、それらは大工、鍛冶工、石工、保安工などの伝統的な熟練職種であった。Dillingham Commission, Vol. 25, p. 33.

²⁹ Robert F. Foerster, *op. cit.*, p. 354.

³⁰ D・モンゴメリーは、1860年代1日4マイルずつ進捗するユニオン・パシフィック鉄道建設の労働実態について次のように描写している。「最初、荷馬車がやってきて、路床のうえに枕木を転がす。その後、鳶口を持った労働者の一団がやって来る。彼らは鳶口を突き刺すことで、枕木を移動させ定位置に設定する。その後、次の組がやって来て枕木の上にレールを置く。そして、レールの位置を調整するために別の組が来て、二本のレールを正確なゲージで設定する。最後に、別の組が鉄のボルトをはめ込みレールを枕木に固定する。」こうした作業実態は1900年代に入っても変化はなかった。David Montgomery, *The Fall of the House of Labor: The Workplace, the State, and American Labor Activism, 1865-1925*, (New York: Cambridge University Press, 1987), p. 62.

表1 パドローネ制度下の鉄道建設作業の組数とイタリア人労働者数

| | 1905年 | | | 1906年 | | |
|--------|-------|-------------|---------------|-------|-------------|---------------|
| | 組数 | 労働者数 (人) | 1組当たり 労働者数 | 組数 | 労働者数 (人) | 1組当たり 労働者数 |
| 保守作業 | 27 | 316 | 12 | 46 | 692 | 15 |
| トンネル掘削 | 2 | 11 | 6 | 2 | 11 | 6 |
| フェンス設置 | 1 | 5 | 5 | 1 | 30 | 30 |
| 岩盤掘削作業 | 3 | 40 | 13 | 5 | 58 | 12 |
| 溝掘り | 2 | 44 | 22 | 1 | 3 | 3 |
| レール敷設 | 2 | 62 | 31 | 10 | 161 | 16 |
| 枕木設置 | 1 | 68 | 68 | 3 | 57 | 19 |
| バラス敷き | 1 | 16 | 16 | 10 | 292 | 29 |
| 砂利採取 | 3 | 51 | 17 | 1 | 8 | 8 |
| 一般構内作業 | 2 | 66 | 33 | 8 | 180 | 23 |
| 一般建設作業 | 0 | 0 | 0 | 2 | 38 | 19 |
| 計 | 44 | 679 | 15 | 89 | 1,530 | 17 |

出所：Frank J. Sheridan, "Italian, Slavic, and Hungarian unskilled immigrant laborers in the United States", *Bulletin of the Bureau of Labor*, No.72, Sept., 1907, p.470より作成。

規模な労働者の集団によって構成されていたと考えられる。

他方、作業管理機構は、あるセクション(作業区)ごと全体を統括する部門管理者(division superintendents),あるいは独立した下請業者の下に、実際の作業計画の作成と進捗状況を管理する技師(engineers),および補助的業務を担う時間係(timekeepers)と帳簿係(book-keepers),さらに労働者の側において仕事の指揮・監督にあたる職長(foremen),組長(gang leaders)を配置するといった単純なライン組織であった。ただし、この管理機構は1つの典型であって、企業によっては職名と人事配置が異なることは言うまでもない。例えば、職長権限の範囲が1つの組内に制限された管理組織では、現場監督者として職長と組長は分化せず、前者が実質的なギャング・リーダーとなっている。また、作業時間等を記録する時間係は、通常、現場監督者とは別に配置されるものであるが、20世紀初頭のノーザン・パシフィック鉄道やグレート・ノーザン鉄道のように、組長が同時にその機能を兼ねる場合もあった³¹。

1人の職長が監督する労働者の範囲については、資料が乏しく一般化は困難である。一部の事例を紹介すれば、20世紀初頭、カナディアン・パシフィック鉄道の建設工事の場合、職長1人が約100人の労働者を監督していたとされ、また1902年コネチカット州の市電建設では、200人の労働者に対して4人の「ボス」が必要であったという記録が残っている³²。前者のように、多数の労働者を抱えるケースでは、職長の統制範囲が複数の組に及んでいた可能

³¹ Juji Ichioka, "Japanese Immigrant Labor Contractors and the Northern Pacific and the Great Northern Railroad Companies, 1898-1907," *Labor History*, Vol.21, No.3, (Summer, 1980), p. 337.

³² Robert F. Harney, *op. cit.*, p. 74, David Montgomery, *op. cit.*, p. 77.

性もあるが、詳細は不明である。因みに、鉄道建設部門ではないが、パドローネ制度の下で、膨大なイタリア人労働者を使用したエリー運河改修土木事業では、作業に従事した労働者が管理者、帳簿係、時間係、警備員を除いて22,126人(うちイタリア人労働者15,179人)、そのうち現場監督者にあたる職長と副職長はそれぞれ681人と40人であった³³。単純平均すると、職長1人当たりの労働者数は31.5人である。この事例では、他にギャング・リーダーに相当する職名がないことから、基本的に1組=1職長からなる現場管理組織がつくられていたと考えられる。

以上のような作業組織と管理機構の下において、労務請負人たるパドローネは、まず上級管理者と労働者の間に介在し、具体的な作業内容を母国語で伝える通訳者として機能していた。パドローネがこうした役割を担った事情について、C・エリクソンは次のように説明する。「職業紹介所が大量の労働者の注文を受けたとき、移民と一緒に通訳も送った。このことが広い意味でパドローネ・システムと呼ばれる関係が形成されたポイントである。」³⁴つまり、パドローネとはもともと通訳であり、それが労働者とともに企業に斡旋されてパドローネになったと。この見解は「広義の」パドローネの起源を職業紹介所の活動に求める点で肯首しがたいが、労働過程におけるパドローネの役割、またパドローネには階層があることを示唆している点で参考となる³⁵。もちろん、コモン・レイバラーとして建設労働過程に投入された労働者の多くは、在米期間が短く英語がわからない移民である。パドローネがこれらの移民を独占的に供給した以上、通訳者として振る舞うことは当然でもあった。

しかし、作業管理面におけるパドローネの役割は、上級管理者と労働者との間の意志疎通を円滑に図るといった純然たる通訳業務にあったのではない。パドローネは、通訳という機能を通して事業主の管理組織の末端に組み込まれ、労働者の作業を直接指揮するという第一線の現場監督者としての役割を担っていたのである³⁶。言うまでもなく、労働過程における指

³³ *Sixteenth Annual Report of the Bureau of Labor Statistics of the State of New York, loc. cit.*, pp. 1155-1156.

³⁴ Charlotte Erickson, *op. cit.*, p. 102. 因みに、ここで言う「職業紹介所」とは、パドローネが営業するあるいはそれを偽装する紹介所ではなく、営利を目的として労働力の売買過程だけに介入する本来の職業紹介所をさしている。

³⁵ C・エリクソンは、労働者と雇用契約関係にない請負人を、雇用主としての性格をもつパドローネと区別して、広義のパドローネと規定している。なお、パドローネには階層があることを暗示している点については、例えば、通訳を斡旋した職業紹介所を移民バンカーに置き換えてみるとよい。イタリア人のパドローネ制度において、労働者とともに通訳を供給したのは、職業紹介所のみならず多くは移民バンカー(銀行家)であった。その場合、バンカーは事実上パドローネであり、さらに彼が供給した通訳もパドローネということになる。

³⁶ パドローネが第一線の現場監督者であったことは、多くの資料が指摘している。例えば、U. S. Immigration Investigation Commission, *op. cit.*, p. 28, Robert F. Foerster, *op. cit.*, p. 360, Edwin Fenton, *op. cit.*, pp.

揮業務は、上記のような作業組織を前提とすれば一人では担えない。労働者を擁する通常のパドローネ制度では、その機能は代理人に委譲された。そして、通訳を兼ねるこの代理人は作の規模が小さい場合には、パドローネ自らその業務にタッチすることもあったが、数百人、数千人も労働者業組織の基礎単位である組に配属され、同時に組を束ねる職長、あるいは組長としての地位が与えられていたのである。

こうした実態は、ディリンガム委員会が調査した西部鉄道建設業における職長の民族構成にも表れている。表2によれば、鉄道保線部門における職長は、調査対象となった624人のうち、アメリカ生まれが約半数、かつて鉄道建設人夫として君臨したアイルランド人が約18%と両方で全体のほぼ7割を占めている。しかし、パドローネ制度下にあったギリシア人、イタリア人、メキシコ人、日本人の職長比率も無視できない。特に、同委員会報告は、「日本人の職長は実際ここで示された数値よりもはるかに多い。というのは、3～4の鉄道会社が職長、副職長として日本人をかなりの規模で雇用したからである」³⁷と留意を促している。同調査はサンプル数が少なく、構成比そのものは一般化できないが、このように渡米して間もな

表2 西部鉄道建設業における職長の民族別構成

| 民 族 | 職長数 | 構成(%) |
|-------------------|-----|-------|
| アメリカ生まれ | 314 | 50.3 |
| アイルランド人 | 112 | 17.9 |
| アイルランド人以外の英語を話す移民 | 39 | 6.3 |
| スカンジナビア人 | 36 | 5.8 |
| ドイツ人 | 24 | 3.8 |
| オーストリア人 | 4 | 0.6 |
| ギリシア人 | 17 | 2.7 |
| イタリア人 | 38 | 6.1 |
| メキシコ人 | 7 | 1.1 |
| 日本人 | 14 | 2.2 |
| その他不明 | 19 | 3.0 |
| 計 | 624 | 100.0 |

出所：U.S. Immigration Commission, *Report of the Immigration Commission*, Vol.25, 1911, p.7より作成。

56, 85, Walter Weyl, *loc. cit.*, p.969, Frederick A. Bushee, "Italian Immigrants in Boston," *The Arena*, XVII, (April, 1897), p. 725, Antonio Mangano, *Sons of Italy: A Social and Religious Study of the Italians in America*, (New York: Missionary Education Movement of the United States and Canada, 1917), p. 11, Mondello Savlatore, *The Italian Immigrant in Urban America, 1880-1920, As Reported in the Contemporary Periodical Press*, (New York: Arno Press, 1980), pp. 76-78. 因みに、J・R・コモンズは、パドローネの役割について、「彼の仕事は労働者を斡旋し、かつ労働者とともに仕事場に留まることである。しかし、パドローネは職長でも請負人(contractor)でもない。通訳として振る舞うこともあるが、主要には飯場の所有者として活動する」と述べ、現場監督者であったことを否定している。U. S. Industrial Commission, *op. cit.*, p. XL.

³⁷ Dillingham Commission, Vol. 25, p. 7.

い移民がすでに職長であった事実、またその職長の下に同一民族の副職長、組長が多数いたことを示唆する事実は、パドローネ制度と企業管理組織との関係、および労務管理面におけるパドローネ(あるいはその代理人)の役割を明瞭に示すものである。

ところで、鉄道建設におけるコモン・レイバラーとしての労働は、路盤工事にしても、枕木・レール設置等の基幹工事にしても、人間の肉体を極限にまで消耗させる辛い労働であった。また、それは僻地での屋外作業であるため、厳しい自然環境下の過酷な労働でもあった。夏の間、摂氏40度を超える猛暑のなか、汗だくになりながら重筋肉労働に耐えねばならない。さらに、雨天ともなれば、洪水、土砂崩れの恐怖に怯えながら何日間も泥濘の中での作業が続く。こうした労働は、朝5時から夕方4時まで途中昼休みを除いて1日10時間、場合によっては11時間に及んだ。

労働者を過酷な条件へと追いやったものは、それだけではない。僻地の建設作業では、マラリアやコレラ等の病気の恐怖が絶えずつきまとった。同時に、砂利運搬用車両、ハンドカーの脱線や構脚橋からの転落、火薬の点火ミスによる爆死、土砂崩れによる生き埋めなど作業上の事故も多く、枕木の運搬やレール敷設中における手足の骨折・切断などは日常的に発生した。もちろん、災害によって負傷、あるいは死亡したとしても、労働者に対する補償は何もなかった³⁸。

こうした劣悪な労働条件の下で、しかも手労働が主体の旧態依然たる作業方法の下では、現場にいる職長や組長が労働者を常に監視し、命令をもって労働強化を押しつけること以外に、企業にとって高い労働生産性と労働強度を維持する方法は存在しない。したがって、第一線監督者としてのパドローネは、企業的意思により労働者を厳しく作業に駆り立てる機能を発揮する。それは、狂人のごとく罵声を浴びせかけ、常に労働者を恐怖に陥れることで作業を強いる、あるいは耐え難い重労働でも労働時間内の小休止は作業能率と士気の低下を招く行為として排除するといったプリミティブな専制的管理を特徴とした。もちろん、作業中の私語も一切禁止され、労働現場ではパドローネの怒鳴り声と「鶴嘴とショベルを打ち下ろす単調な音以外、聞こえるものはなかった」と言われている³⁹。また、パドローネは、現場監督者が持つ解雇権を振りかざし、「能率のよい作業は新たな労働契約によって保証されるという考えに立って労働者を酷使した。」⁴⁰

パドローネ制度下の鉄道建設作業と労働管理の内実については、当時の移民労働者が書き残したいくつかの手記によってその一端を伺い知ることができる。例えば、1910年代、フル

³⁸ David L. Lightner, *Labor on the Illinois Central Railroad, 1852-1900: The evolution of an Industrial Environment*, (New York: Arno Press, 1977), pp. 29-39.

³⁹ Salvatore Mondello, *op. cit.*, p. 78.

⁴⁰ Edwin Fenton, *op. cit.*, p. 89.

ビーオなる南部イタリア出身のパドローネによって鉄道建設現場に送られ、彼の下で働いた移民労働者C・シンボリは、自らの労働体験を次のように述べている。

「ある日、われわれはレールの敷設作業を行った。通常、この作業は1本のレールにつきトングを持った労働者が6～8人必要とされる。しかし、フルビーオは4人で十分だと言い張った。それは最も骨の折れる仕事であり、かつ危険でさえあった。巨大なレールが動いた時、1人の労働者がその重さに耐えきれず転倒し、そのままレールは彼の相棒の上に落ちた。その結果、不運にも彼の足は切断された。『まあ、そんなことどうってことない』ボスはそう言った。ある1人の労働者が怒りに燃えた目で『おれたちは奴隷か家畜か、それとも人間か』と問い詰めた。しかし、フルビーオの返事は、素っ気なく『かってにしろ。仕事がいやなら辞める』というものであった。』⁴¹

この著者によれば、仕事を求めて3000マイルの海を渡ってきた季節労働者にとって、『辞める』という言葉は最大の恐怖であり、たとえ奴隷ごとき境遇でも失業するよりましであった。』したがって、パドローネは労働強制の手段として、この言葉を濫用した。また、同じ1910年代のインディアナ州において、パドローネ制度下の鉄道保守作業を経験したイタリア生まれの医学生D・T・シオーリは、パドローネの監督振りについて、労働初日目を回想しつつ、次のように述べている。

「朝5時になると、突然、ボスが自分の有蓋貨車から飛び出し、労働者に悪口雑言を浴びせかけ始めた。ひ弱な労働者は震え上がり慌てていた。すぐに、5つのハンドカーがレールに置かれ、われわれはそれに乗って6マイルほど移動したのち作業現場に着いた。労働者は罵詈雑言のなか、ハンドカーを線路から外し、古いレールの掘り起こし作業を開始した。2～3分も経つと、汗が滝のように流れる。レールは重い。男たちは午前中ずっと全力を尽くして働いた。その間、ボスは労働者を厳しく作業に駆り立て、その手をゆるめることも情けをかけることもなかった。

労働者たちは、朝5時から正午までの7時間休みなしに働いた。『こいつらに休みを与える必要はない。もし休みなんぞ与えれば、やつらは私を出し抜くだろう』とパドローネは言う。労働者たちは無言で彼に慈悲を訴えていたので、私はかわいそうに思い、日中幾度となく労働者に休憩をとパドローネに懇願したい気持ちに駆られた。しかし、怒鳴り散らしている狂人にどうして近づくことができよう。彼は鉄道会社が望んだタイプの間人であった。彼は配下の労働者に他の職長よりも多くの仕事をさせ、この会社で成功したのである。

激しい7時間労働の後、労働者はどうやってエネルギーを補給したのか。若い者はソーセージとパンを食べ、年輩の者はパンだけで満足した。しかし、朝のコーヒーと昼のパンだけで、

⁴¹ Cesidio Simboli, "When the Boss Went Too Far," *World Outlook*, Vol.3, No.10, (Oct., 1917), p. 20.

彼らは焼けつく太陽と降り注ぐ雨の中で、毎日10時間も働いたのだ。ある年輩者は数年間この会社に雇われていたが、昼食はいつもパンと水であった。午後1時になると、休憩時間の終わりを告げる罵声の中、彼らは仕事に戻った。午後4時に仕事が終了し、料理と食事と睡眠のために、今にも崩れそうな貨車に戻った。このような状況の中では、宗教など存在しない。彼らの母国では、神は懼れの対象であった。今や、そうした畏怖はボスへの萎縮と恐怖に取って代わった。⁴²

パドローネが用いた「労働督励」手段は、以上のような解雇の脅しや罵声といったものだけではない。イタリア人のパドローネ制度では、労働を強制するために、しばしばライフル、レボルバーといった武器も使用されている⁴³。また、パドローネが代理人として採用した人物も、ある場合「武装した監視人や厳しい監督者」であって、「彼らは労働規律を守らせるために、平気で物理的な強制や暴力に訴えるような人物であった」と言われている⁴⁴。

他方、鉄道会社の多くは、現場の労働条件に対して全く無関心であり、労働者の悲惨な状況を改善しようとはしなかった。むしろ、「パドローネが専制君主として振る舞う限り、それを賞賛した。」⁴⁵ その結果、パドローネ制度下の労働は、少なくともイタリア人労働者の一部においては、事実上の強制労働とみなしうる性格を帯びていたのである。鉄道会社がパドローネ制度を導入した理由も、単に低賃金の移民労働力を確保するといった消極的な理由のみならず、半ば強制労働の形態で労働者を最大限利用し、利益をあげることにあったのである。

(3) 賃金制度と控除

次に、パドローネ制度における賃金制度を検討しよう。まず、ここで問題となるのは労働者に対する賃金の支払方法である。この点に関して、ディリングム委員会報告は、前章で明らかにした労務供給請負契約のごとく、時間給を基礎にした雇用主から労働者への直接支払がイタリア人パドローネ制度の典型的な賃金形態とみなしていた。とはいえ、この方法がパドローネ制度を採用する企業、事業分野全てにわたって支配的であったかといえれば必ずしも

⁴² Dominic T. Ciolli, "The Wop in the Track Gang", *The Immigrants in America Review*, Vol.2, No.2, (July, 1916), pp. 61-62. 因みに、ここで職長、ボスと述べられている人物は、全て同一のイタリア人パドローネのことである。

⁴³ Robert F. Foerster, *op. cit.*, p.326, William Carlson Smith, *Americans in the Making: The Natural History of the Assimilation of Immigrants*, (New York, London, D. Appleton-Century Company, 1939), p. 95, Gino C. Speranza, "Forced Labor in West Virginia," *The Outlook*, LXXIV, (13, June, 1903), p. 407.

⁴⁴ Marie Lipari, "The Padrone System: an Aspect of American Economic History," *Italy America Monthly*, Vol.2, No.4, (April, 1935), p. 9.

⁴⁵ Dominic T. Ciolli, *loc. cit.*, p. 61.

そうではない。例えば、1888年のフォード委員会における証言⁴⁶やニューヨークの地下鉄工事⁴⁷などでは、パドローネを経由した間接支払が報告されており、個々の事例によって違いがみられるからである。

また、こうした相違は各事業間のみならず、同一企業内においても現れている。例えば、カナディアン・パシフィック鉄道では、同じパドローネが同一の労働者に対してある時期には直接支払、別の時期には間接支払を採用していた⁴⁸。パドローネの雇用主性を重視するC・エリクソンは、賃金を一括徴収して労働者に配分するやり方は、下水道工事や路面電車の敷設工事といった都市部の建設業にみられ、遠隔地にある炭鉱や鉄道建設工事では希ではあるが使用者による直接払いもあったと述べているが⁴⁹、実際にどの方法を採用していたかは地域に関わりなく各企業や個別の事業毎によって異なり、かつ流動的でもあったと考えられる⁵⁰。

しかし、賃金決定に関する権限の所在、あるいはそれに影響力を行使しうる主体、すなわち誰が実質的に賃金を決定したのかという点については、各ケースでそれほど相違は見られない。それは、ほとんどの場合、供給先事業主であった。臨時・季節労働者を雇用する事業主は、労働市場の需給変化に見合う賃金のフレキシビリティを確保する必要性から、また賃金の相違から発生する労働力の争奪戦を防止し安定的な労働力供給を保証する観点から、賃金の決定権限を保持するか、あるいはそれに強い影響力を行使した。この点は、成文化される否かは別にして、請負人との間で結ばれる契約内容に現れる。すなわち、通常の請負契約では、時間を単位とする賃率が設定されるが、これはパドローネに対する労務請負料の基礎単価ではなく、文字通り実際に労働者に支払われるべき時間単価として明示されるのである。

こうした事情から、パドローネ制度では、特に悪質な場合を除き、たとえ請負人が一括して賃金を受け取ったとしても、契約とは異なる時間単価で配分額を決めたり、あるいは個々の労働者の業績に基づいて賃金格差を設けるといった行為は制約されていた。つまり、一般的な労務請負のごとく巧妙かつ複雑な賃金管理によって取得すべき差額を作り出す余地はなかったと言ってよい。その代わりに、労務供給から利益を得ようとするパドローネは、直接支払、間接支払のいずれの場合でも、既に決定された労働者の賃金から様々な料金を設定し控除するという単純な形態で賃金配分に介入したのである⁵¹。しかも、その料金項目は事業主の

⁴⁶ 片山一義，前掲書，28～29 ページ。

⁴⁷ 同上，37 ページ。

⁴⁸ Gunther Peck, *op. cit.*, p. 58.

⁴⁹ Charlotte Erickson, *op. cit.*, p. 102.

⁵⁰ 因みに、この点に関して合衆国西部における日本人の労務請負制度では、一般に賃金は鉄道会社から労働者に直接支払われていた。しかし、規模の大きい2件の請負業者は、鉄道会社から賃金を一括して受け取り、各種手数料を控除して労働者に支払っていたと言われる。Dillingham Commission, Vol. 23, p. 46.

⁵¹ Marie Lipari, *loc. cit.*, p. 8.

干渉を受けることなく、自らの裁量によって自由に設定することが可能であった。イタリア移民局のE・ロッシは、パドローネ制度の本質を「この国の習慣や言葉に精通した人々が新来移民に貢ぎ物を強制する制度」⁵²と規定したが、ここで言われる「貢ぎ物」の「強制」とは、こうした賃金からの控除にほかならない。

パドローネ制度における賃金控除は、実際に多様な料金、あるいは手数料項目から実施されている。それは、全雇用期間にわたり定期的に一定額の控除を可能にするものとそれ以外のものに分けられるが、前者の中で最も頻繁に用いられた項目は、雇用の提供と維持を名目とする料金である⁵³。こうした料金設定は、日本人移民の労務請負制度に代表される。

鉄道建設業における日本人労務請負業者は、労働者に対して仕事を提供する際の斡旋料を徴収する代わりに「日割手数料(daily commission)」を課した。これは、供給先事業主の公認の下、雇用条件の一部として請負人と労働者との契約に定められていた。1890年代末、日本人の業者が徴収した手数料は、オレゴン州の請負人伴新三郎の場合、1日当たり5セントであったが、他の業者ではその倍の1日10セントが相場であった。同時期、請負人の傘下にある労働者の賃金は1日約1ドル10セントであったとされるから、天引きされたコミッションは賃金の約9%に達していた⁵⁴。

また、雇用斡旋料を徴収した上で、更なる雇用に関わる手数料を課している事例もみられる。それは、ギリシア人パドローネである。「ギリシア人の王」と呼ばれたLeon Sklirisは、最初の雇用斡旋料5～10ドルの徴収に加え、その後も「雇用を維持する」という名目で、毎月1ドルの料金を課し賃金から差し引いていた。この場合の料金は、継続的な仕事の紹介料という形をとっているが、単なる名目にすぎない。Sklirisはこの種の料金を日本人の労務請負業者と同様、成文化された労働契約書のなかに明記し、労働者に同意を求めている。そして、この種の契約を供給先事業主に限りなく、ユタ州、コロラド州、アイダホ州、ネバダ州の鉄道、鉱山など彼の傘下にある全ての労働者に一律に適用していた⁵⁵。

一定額の定期控除を可能にした項目は、これらに限らない。作業現場において母国語で指示を伝えるための通訳料、診療所の建設費や医者代、薬代などの医療関係費用、飯場の建設費あるいは宿泊料、寝具代、薪熱費等は、各民族間の労務請負制度において、ほぼ共通した

⁵² John R. Commons and John B. Andrews, *Principles of Labor Legislation, Fourth Revised Edition*, (New York: Harper & Brothers, 1936), p.326.

⁵³ これは前述した労働契約の際に1回限りで徴収される本来の雇用斡旋手数料とは性格を異にする。雇用が提供された後に、労働契約締結に関わる手数料が発生することはないからである。

⁵⁴ Yuji Ichioka, *op. cit.*, p. 81, *idem, loc. cit.*, p. 343.

⁵⁵ Gunther Peck, *op. cit.*, pp. 35,65, また、イタリア人パドローネによるこの種の料金設定事例については、U. S. Immigration Investigating Commission, *op. cit.*, p. 26.

控除項目である⁵⁶。また、イタリア人パドローネに独自のものとして、「マドンナ料 (*diretta di Madonna*)」あるいは「ろうそく代 (*diritto di lampa*)」というものもある⁵⁷。これは南部イタリア人の民間信仰に立脚した料金項目であり、マドンナの祝祭を援助する名目で設定されていた。これらのうち、診療所や飯場の建設費、宿泊代など、実際に要した費用の一部回収を目的に徴収されるものもあるが、多くは正当な根拠をもつ料金ではなかった。宗教的な名目は言うまでもなく、医者代、薬代などの医療関係費（ある場合には災害保険料）についても、ほとんどサービスの実態がなく、また宿泊施設等に至っては一般に事業主から無料で提供される場合が多かったからである⁵⁸。

他方、賃金からの控除料金のうち、そのときどきによって金額が異なるもの、あるいは毎週、毎月といった定期性をもたない項目もある。母国への送金手数料や労働現場までの旅費、手紙の配達代、ショベルや鶴嘴などの道具代、あるいは次にみる食料品、物品の購入に関わる代金などがそれにあたる⁵⁹。特に、アメリカ国内の募集地から労働現場までの移動費については、供給先事業主が鉄道会社の場合、労働期間の長さに応じて運賃を無料あるいは割引価格とされることが多かったが、その際にもパドローネは例外なく通常の一等料金を課した⁶⁰。また、生産手段の一部であり本来事業主の費用で賄うべきショベル、鶴嘴などの道具も、パドローネが貸与あるいは販売することで労働者側の負担とし、しかも徴収される代金は市価の倍ということも珍しくなかった⁶¹。

パドローネ制度において、労働力の私的所有の侵害たる「中間搾取」の概念を設定し、その水準ないし程度を厳密に計算することは困難であるが、上記の料金のうち相当な部分が「中間搾取」の手段として機能していたとみることは可能である。また、同時にそうした私的所有の侵害が、労働者に対する強制拘禁の経済的基礎となっていたことにも留意しなければならない。この点について、M・リパリは次のように述べている。

「全てこうした料金というものを考える際に重要なことは、労働者が現金で支払うことができなかったという事実である。労働者は借金をもって仕事に就き、その借金は賃金から割賦

⁵⁶ イタリア人パドローネにおける医者代については、Ford Committee Report, *op. cit.*, p. 407, ギリシア人の通訳料は Dillingham Commission, Vol. 2, p. 405 を参照。

⁵⁷ John Koren, *loc. cit.*, p. 118.

⁵⁸ U. S. Industrial Commission, *op. cit.*, p. 435.

⁵⁹ Frederick A. Bushee, *loc. cit.*, p. 726, “Investigation of Alien Labor Employed on State Contract Work,” *loc. cit.*, p. 1152.

⁶⁰ Silvano M. Tomasi, and Madeline H. Engel, *The Italian Experience in the United States*, (New York: Center for Migration Studies, 1970), p. 55, Humbert S. Nelli, *loc. cit.*, p. 158, John Koren, *loc. cit.*, p. 117.

⁶¹ “Investigation of Alien Labor Employed on State Contract Work,” *loc. cit.*, p. 1152.

で支払われることが予定されていた。それゆえ、労働者は月末において借金あるいは売物店からの付けとされた食料費を賃金から控除されたとき無一文となり、また次の給料日に返済すべきパドローネの借金に依存せざるをえなくなっていた。それゆえ、借金の累積は、労働者の収入に対するパドローネの支配の基礎であった。借金を返済させるための強制的拘禁は普通のことであった。]⁶²

1895年の合衆国移民調査委員会は、ジョージア州ブランウンズウィックにおける下水施設の請負工事を調査し、ここで支払われていた賃金が現金ではなく商品と引き替えることのできる金券 (scrip) であった事実を報告しているが、こうした現物給与制も、先の賃金控除と相まって労働者の拘禁に拍車をかけたことは間違いない⁶³。

(4) 飯場経営と生活管理

パドローネ制度下における労働者の生活、あるいは労働者が労働時間外に食住する場を仮に「飯場 (boarding house)」と呼ぶならば、その飯場経営の機能はどのようなものであったのか。ここでは主として鉄道建設等におけるイタリア人労働者の生活を通して、その特徴を分析することにしよう。

通常、僻地に置かれる労働者の生活施設は、パドローネ自らの資金で造られることもあったが、第1章でみた労務供給請負契約にも規定されていたように、事業主の費用負担で設置される。その場合、設置者たる事業主は労働者の生活管理を委託する上で、パドローネにその使用权を無料で提供した。無料とは言っても、鉄道建設等の労働キャンプで提供された居住施設は、木造の古い掘立小屋 (shanty) か、あるいは使用済みのうえで廃棄された有蓋貨車 (box car) が大半である。実際の事業主の費用負担は、ほとんどなきに等しいものであった。

労働者が生活する掘立小屋の構造は、商務労働省労働局が実施した調査によれば「実接の板で造られ、タールと建築用の紙材で覆われていた。(中略)その大きさは長さ35フィート、幅14フィート、高さ8フィートである。屋根はスロープで中央の高さが16フィートあった。20個のベッドは2段づくりで、2人に1つのベッドが割り当てられ、長さは7フィートであった。この建物には6つの窓があり、そのうち4つは18×20インチ、残り2つは18×24インチであった。ドアは幅30インチ、高さ75インチ。料理用として使用されるストーブが1つ」⁶⁴ というものである。

しかし、この小屋は、少なくとも窓がある限り最良の部類に属する。1909年、ニューヨー

⁶² Marie Lipari, *loc. cit.*, p. 8.

⁶³ U. S. Immigration Investigating Commission, *op. cit.*, p. 28.

⁶⁴ Frank J. Sheridan, "Italian, Slavic, and Hungarian unskilled immigrant laborers in the United States", *Bulletin of the Bureau of Labor*, No.72, (Sept., 1907), p. 454.

ク州移民委員会は、14人から2000人を擁する21の建設労働キャンプを調査したが、労働者の居住施設について、ある「掘立小屋は一つの部屋で25人～75人収容できる。壁のまわりに三段式のベッドがあり、上には移動式の梯子でのぼる。床はむき出しの大地であった。そこにはゴミが堆積し異臭を放っている。この掘立小屋には、約120人の男達が寝泊まりしていた。ここではトイレや洗濯場もなく、給水所や食事の部屋もなかった。たいていの労働者は、大地に突き刺した棒の上に平たい石を置いて、それを食卓テーブルとした」⁶⁵と報告している。このように、衛生状態が劣悪で、木柵でできた簡易ベッド以外生活に必要な設備を欠き、また多くの場合、窓もなく壁の仕切もない1つの空間に、定員を超えて労働者が詰め込まれるという掘立小屋の構造は、パドローネ制度の実態を明らかにした論者、あるいは政府報告書が皆一様に指摘するところである⁶⁶。パドローネは、こうした掘立小屋に労働者を押し込めた上で、なお月額0.5～1ドルの家賃あるいは宿泊代金を課し、賃金から天引きしたと言われている⁶⁷。

しかし、パドローネ制度の機能としての生活管理の特質は、単に無料で貸与された小屋の維持にあるのではない。それは主として、労働者が日常の生活で必要となる食糧品その他物品の提供と関わっている。

パドローネ制度傘下の建設労働者は、どの民族においても大半が家族を母国に残して単身で渡った移民たちであり、また慣れ親しんだ食習慣をアメリカの地でも望んだという理由から、労働現場における食事を中心とした日常生活の維持については、基本的にパドローネに依存した。それは賄いといった形態での食事の供与ではなく、労働者が自炊するための食糧品の提供を内容とする。この点はイタリア人、ギリシア人、メキシコ人 いずれも例外はない。したがって、パドローネ制度においては、請負人が売物店を持ち、労働者に生活必需品を販売するという一種の「物資供給制」が成立した。これはアメリカでは「コミサリー・システム (commissary system)」と称され、この制度と密接に結びついた飯場経営の特質であるとともに、また様々な弊害を生み出したことからパドローネ批判の主要な焦点の一つともなったものである。

労務請負に伴う「物資供給制」は、19世紀イギリスの建設業、炭鉱業においてトラック・システム (truck system) あるいはトミー・ショップ (tommy shop) 制度、また戦前日本

⁶⁵ New York (State) Commission of Immigration, op. cit., p. 127.

⁶⁶ 例えば、H. A. Stocking, "Italian Difficulty at Bridgeport," *State of Connecticut, Sixteen Annual Report of the Bureau of Labor Statistics, Public Document No. 23*, (Nov., 30, 1900), pp. 221-223, Massachusetts, Commission on Immigration, *Report of the Commission on Immigration on the Problem of Immigration in Massachusetts*, (Wright & Potter Printing co., 1914), pp. 71-72. "Investigation of Alien Labor Employed on State Contract Work," *loc. cit.*, p. 1152.

⁶⁷ Ford Committee Report, p. 80.

の建設業・炭鉱業でも「売勘場」等の名称で実在しており、必ずしもアメリカに独自の制度ではない。これら名称の異なる「物資供給制」を比較し、相違点等を明らかにすることは資料上の制約から困難であるが⁶⁸、少なくともアメリカのコミサリー・システムに関しては、以下の点に特徴をもつ。

それは第一に、労働者に対する物資販売が労働力の供給と結びついてパドローネの特権的な事業となっていたことである。すなわち、一般の商人は飯場から完全に排除され、パドローネがその事業を全て独占した。それを可能にしたのは、言うまでもなく事業主である。労務供給請負契約の締結の際に、事業主は労働者の生活を維持する上で、パドローネにのみ売物店を設置し営業する権利 (commissary privilege) を認めた。そして、通常、この種の排他的特権は、労働力の募集を委託する際の条件の一部ともなっていた⁶⁹。

しかし、その特権は、無料で提供されたわけではない。コミサリー・システムでは、パドローネが請負契約の締結の際に、そうした権利を事業主から購入しなければならなかった。その料金は「労働者の賃金額と雇用期間の長さに応じて月額1人当たり」⁷⁰で設定される固定料金制の場合と、前記請負契約のごとく総売上高の一定割合を支払うという変動料金制の場合があったが、事業主が提示するその価格はパドローネが販売事業から得る利益の大きさを考慮して、一般には非常に高いものであった。例えば、前者の料金設定では、フォード委員会における公聴会のある証言では、「1週当たり100~200ドル」⁷¹であったとされ、また後者では売上高の5%が相場となっており、場合によっては10%というのも珍しくはない⁷²。こうして、コミサリー・システムでは、パドローネのみならず、事業主も直接的な受益者となっていた。

第二の特徴は、以上のような独占的販売が認められた結果、飯場の労働者はパドローネによって売物店での食糧品等の購入を強制されていたことである。労働者に対する購入強制は、

⁶⁸ イギリスにおけるトラック・システム、あるいはトミー・ショップ制度については、J. U. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, Vol. 2, (London: Frank Cass & Co., 1932), p. 188, G. C. Allen, *The Industrial Development of Birmingham and the Black Country 1860-1927*, (New York, A.M. Kelley, 1929, reprinted 1966), pp. 128, 144, T. S. Ashton and Joseph Sykes, *The Coal Industry of the Eighteenth Century*, (Manchester University Press, 1929), p. 111, Kellow Cesney, *The Victorian Underworld*, (London, Maurice Temple Smith Ltd., 1970), pp. 39, 43, また、戦前日本の炭鉱業における「物資供給制」については、大山敷太郎『鉱業労働と親方制度——「日本労働関係論」鉱業篇——』有斐閣, 1964年, 80~86ページ, 村串仁三郎『日本炭鉱賃労働史論』時潮社, 1964年, 98~100ページを参照のこと。

⁶⁹ パドローネが労働力の募集に際して、供給先事業主に斡旋料を請求しなかったのは、物資販売についての独占的営業権が与えられたからだとも言われている。

⁷⁰ John Koren, *loc. cit.*, p. 118.

⁷¹ Ford Committee Report, *op. cit.*, p. 86.

⁷² Dillingham Commission, Vol. 18, p. 402.

まず雇用条件や飯場の規則等の中に、1日あるいは1週単位で最低購入すべき金額を定め、それを労働者に義務づけるというやり方で実行される。こうした方法は多くのコミサリー・システムで採用され、設定された最低購入金額は月にして7～10ドル、平均稼得賃金のおよそ20%前後に達していたと言われる⁷³。労働者によっては、購入金額がこの最低基準に満たなかったり、あるいは全く利用しないこともあり得るが、その場合でもパドローネは差額分あるいは最低購入基準額の支払を請求した。そして、この代金支払は事業主による月々の賃金控除によって保証された。

また、購入を強制するために、罰金あるいは解雇といった制裁措置がとられることも少なくない。合衆国移民調査委員会報告は、パドローネの悪弊を告発するイタリア人労働者支援協会の機関誌「L'AMICO DEL POPOLO」の記事から、そうした事実を伝えている。例えば、マサチューセッツ州ニュートンのある飯場では、コミサリーの利用を強制するため、壁のあちこちに飯場の規則となるピラが張られていた。それは「今月、十分かつ多額の商品勘定がなかった者はすべて解雇する」、また「飯場の外から商品を購入した者は1ドルの罰金とする」という内容の警告文であった。もちろん、これはほんの一例に過ぎない⁷⁴。同委員会による別の調査では、イタリア人パドローネが「全ての必需品の購入を義務づけ、違反者には5ドルの罰金を科した」事例も報告されている⁷⁵。このようにパドローネによる制裁措置は、指定売店以外の利用に対しても適用された。

第三に、コミサリーで販売される食糧品等には不当に高い値段がつけられていたことが指摘されよう。これも独占販売による弊害の一つであって、事実は表3から明らかである。同表は1890年代半ばのシカゴ、およびニューヨーク市近郊を対象に、イタリア人パドローネが販売した食糧品の価格と市価とを比較したものであるが、シカゴではイタリア人の主食となるパン、あるいはマカロニを中心に、パドローネが供給した食糧品は市価より約60～80%割高となっている。また、ニューヨーク近郊の事例に至っては、パンを除く他の食糧品価格について軒並み市価の3倍を超えていたことが確認されよう。しかも、これらを調査した合衆国労働省、およびJ・コーレンいずれも酷評するように、「ボスが提供する食糧はたいへい質が悪く、しばしば消費できないものであった。」また、食糧品以外の下着や作業用ズボン、さらには便箋や郵便切手に至る日用品についても事情は変わらない。おおよそ市価の2倍がパ

⁷³ *Ibid.*, p. 403, New York (State) Commission of Immigration, *op. cit.*, p. 123, Frank J. Sheridan, *loc. cit.*, pp. 446-447.

⁷⁴ U. S. Immigration Investigating Commission, *op. cit.*, p. 123. また、この点については、John Koren, *loc. cit.*, p. 118, U. S. Industrial Commission, *op. cit.*, pp. 434-435, Dillingham Commission, Vol. 18, pp. 402-403, Frances Kellor, "Who is Responsible for the Immigrants," *The Outlook*, CVI, (April, 25, 1914), pp. 912-913 を参照せよ。

⁷⁵ U. S. Immigration Investigating Commission, *op. cit.*, pp. 29, 123.

表3 食料品等の価格比較

単位：セント

| 商品名 | 単位 | イリノイ州シカゴの調査(1893年) | | ニューヨーク州の調査(1896年) | | ジョージア州ブランズウィックの調査(1893年) | |
|----------|------|--------------------|---------|-------------------|---------|--------------------------|---------|
| | | 市価 | パドローネ価格 | 市価 | パドローネ価格 | 市価 | パドローネ価格 |
| パン | 一個 | 3.8 | 7 | 4 | 10 | 5 | 10 |
| 肉 | 1ポンド | — | — | 5 | 15 | 8~10 | 10~12 |
| ラード | 1ポンド | 7.7 | 13.3 | 6 | 20 | 8 | 13 |
| マカロニ | 1ポンド | 4.8 | 7.7 | 3 | 10 | 8 | 9 |
| チーズ(上質品) | 1ポンド | 20.5 | 30 | 8 | 25 | 20 | 23 |
| ビール | 1本 | — | — | 4 | 15 | 5 | 7 |
| ソーセージ | 1ポンド | 10.7 | 18.4 | — | — | — | — |
| ベーコン | 1ポンド | 8.9 | 15 | — | — | — | — |
| 砂糖 | 1ポンド | 5.2 | 7.5 | — | — | — | — |
| コーヒー | 1ポンド | 20.8 | 36.3 | — | — | — | — |
| 紅茶 | 1ポンド | 20 | 36 | — | — | — | — |
| 豆 | 1ポンド | 3.9 | 6.3 | — | — | — | — |
| トマト | 1缶 | 7.8 | 12.9 | — | — | — | — |

出所：United States, Bureau of Labor, *Ninth Special Report of the Commissioner of Labor. The Italians in Chicago: A Social and Economic Study* [by Carrroll D. Wright], 1897, pp.49-50, John Koren, "The Padrone System and Padrone Banks," *Bulletin of the Department of Labor*, No.9, March, 1897, p.118, U. S. Immigration Investigating Commission, *Report of the Immigration Investigating Commission to the Honorable the Secretary of the Treasury*, U. S. Treasury Department, Document No.1817, 1895, p.29.

ドローネ価格の相場であった⁷⁶。

こうした高価格の独占販売は、パドローネに莫大な利益をもたらした。「イタリア人の王」と称された Cordasco の例では、1903年の1年間に仕事の斡旋料、各種の賃金控除等を含めた請負人としての総事業収益は約1万5,000ドル、そのうちコミサリー事業からの利益分は6,000ドルで全体の40%に達していた。しかし他方で、売店経営は労働者の賃金のうち純粋に手取りとなる部分を減少させ、ひいては先に見た多様な賃金控除と相まって借金を累積させる要因ともなる。

今こうした実態を詳細に報告する資料はないが、コミサリー・システムの下で生活する労働者の賃金と支出の関係から、おおよその実情を知ることができる。合衆国労働局の調査官 F・J・シェリダンは、1905年、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ペンシルベニア州における鉄道会社3社の賃金台帳を利用して、イタリア人労働者の賃金および生活費の実態、ただし、売店経営で暴利をむさぼるパドローネの行為が完全に制限された飯場での収支実態を明らかにしている(表4)。それによれば、対象労働者679人の1ヶ月(調査時)あたり総労働時間は178,147時間、支払賃金総額23,415.55ドル、飯場の家賃、食料費等の控除総額

⁷⁶ John Koren, *loc. cit.*, p. 118, United States, Bureau of Labor, *op. cit.*, p. 50.

表4 鉄道敷設・保守部門におけるイタリア人労働者の賃金・収入と生活費（1905年）

| | 労働者数 | 月平均労働時間 | 月平均賃金(ドル) | 月平均生活費 | | | | 月平均手取収入(ドル) |
|--------|------|---------|-----------|--------|------|------|------|-------------|
| | | | | (ドル) | 飯場家賃 | 食費代 | その他 | |
| 保守作業 | 316 | 270.75 | 35.37 | 6.93 | 0.65 | 5.26 | 1.02 | 28.44 |
| トンネル掘削 | 11 | 265.91 | 36.61 | 6.62 | 0.50 | 4.82 | 1.30 | 29.99 |
| フェンス設置 | 5 | 272.00 | 38.08 | 8.10 | 0.50 | 6.57 | 1.03 | 29.98 |
| 岩盤掘削作業 | 40 | 268.75 | 36.61 | 7.67 | 0.50 | 6.07 | 1.10 | 28.94 |
| 溝掘り | 44 | 258.91 | 33.98 | 7.24 | 0.87 | 5.41 | 0.96 | 26.74 |
| レール敷設 | 62 | 270.39 | 36.46 | 7.61 | 0.50 | 6.08 | 1.03 | 28.85 |
| 枕木設置 | 68 | 259.12 | 33.69 | 7.26 | 0.50 | 5.64 | 1.12 | 26.43 |
| バラス敷き | 16 | 202.63 | 26.34 | 8.25 | 1.00 | 6.59 | 0.66 | 18.09 |
| 砂利採取 | 51 | 242.29 | 31.50 | 7.05 | 1.00 | 5.06 | 0.99 | 24.45 |
| 一般構内作業 | 66 | 245.36 | 31.90 | 7.62 | 1.00 | 5.56 | 1.06 | 24.28 |
| 計 | 679 | 262.37 | 34.49 | 7.20 | 0.69 | 5.48 | 1.03 | 27.29 |

備考：調査対象は、ニュージャージー、ニューヨーク、ペンシルベニア州における鉄道会社3社に雇用されているイタリア人労働者。

資料：Frank J. Sheridan, "Italian, Slavic, and Hungarian unskilled immigrant laborers in the United States", *Bulletin of the Bureau of Labor*, No.72, Sept., 1907, p. 470より作成。

4,888.98ドル、最終的な手取り賃金総額は18,526.57ドルであった。これを労働者1人平均で換算し、その内訳を示すと、労働時間が262.37時間、稼得賃金34.49ドル、これに対して月の生活費控除は掘立小屋の家賃0.69ドル、食糧費5.48ドル、その他雑費1.03ドルの計7.2ドル、そして控除後の手取り賃金が27.29ドルとなる⁷⁷。

この実態については、次の点に留意すべきである。まず、月平均労働時間数262.37は1日10時間として約26日分にあたるが、このようなフル稼働は建設業では天候等の影響によって常に保証されるものではない。また、1ヶ月の食糧費5.48ドルに相当する食事内容は、人間として活動できる最低限のメニューである。具体的に言えば「朝食：パン1個とコーヒー、昼食：パン1個と冷めたコーヒー、およびソーセージ1本、チーズ1個、コンビーフ1個のうちいずれか1点、夕食：マカロニ、缶詰のトマトとチーズ」⁷⁸がおよそ上記食料費の1日分に相当する。実際、このような食糧品目に対して市価の3倍の値段が付けられるならば、パドローネが「義務と課した最低購入額10ドルでも15日間良好な体調を維持するには不十分であった」⁷⁹と言われている。つまり、パドローネが支配する飯場では、最低でも月15～20ドルの食料費が控除代金として計上されたと考えてよい。さらに、労働者の大半は雇用時に無一文であったから、労働現場までの旅費、および雇用斡旋料は最初の借金となり、その他多様な手数料と合わせて毎月の賃金から控除される。その結果、労働者の純粋な手取り額では、

⁷⁷ Frank J. Sheridan, *loc. cit.*, pp. 469-470.

⁷⁸ *Ibid.*, p. 467.

⁷⁹ *Ibid.*, p. 447.

母国への年間送金額から勘案しても、おそらく上記金額の約3分の1程度、月平均で10ドルを下回る金額しか残らなかったであろう。そして、必需品の購入以外でも「パドローネは労働者の将来の賃金を掌握するため、あらゆる浪費の方法を奨励した」⁸⁰から、「労働者は月末において借金あるいは売物店のつけとされた食料費を賃金から控除されたとき無一文となり、また次の給料日に返済すべきパドローネの借金に依存せざるをえなくなっていた」という先のM・リパリの言明も、全くの誇張だとは言いきれない。

こうして、パドローネによる飯場の生活管理は、過酷な労働と厳しい収奪から逃れようとする労働者に対する拘禁的取締という機能を必然的に伴うことになる。一時移民の形態でアメリカに渡った労働者にとって、仕事を放棄することの代償は極めて大きい。母国で送金を待つ家族の生活を脅かし、同時に見知らぬ土地での孤立、生きるすべや帰国機会の喪失を意味するからである。にもかかわらず、移民労働者の多くは、パドローネの支配から逃れるためにしばしば集団で離職し、あるいは逃亡した。「大量離職と自然発生的な抵抗行動は、毎日発生したわけではないが、アメリカ人の労務請負人がイタリア人、ギリシア人、メキシコ人の採用を思い止まらせるのに十分なほど頻発した。」⁸¹したがって、パドローネは労働者の逃亡を防ぐために、ウィンチェスター銃で武装したガードマンを雇って労働者の日常生活を監視するとともに、夜間には掘立小屋の戸に施錠し、また窓がある場合には外から木を打ち付けたと言われる⁸²。

さらに、飯場では、物理的な拘禁に加え、戦前日本の「監獄部屋」と同様、逃亡した労働者に対して暴力による見懲も行われている。例えば、1903年ウエストバージニア州の鉄道建設を調査したイタリア移民保護協会のG・C・スペランザは、パドローネの法外な食糧品価格と武器を持った監視人下での労働に絶えきれず、食糧代金を支払わずに飯場から逃走した23人のイタリア人労働者の実情と、請負人による追跡・逮捕、その後公衆の面前での「ロープによる緊縛」、「鉄の棒やガンによる殴打」など暴力的な虐待行為の事実について生々しく報告している。当時、同州では「飯場法 (Boarding House Law)」なる法律があり、飯場の食事代金を支払わずに逃亡した労働者は、州権力の下で逮捕・拘留され、その後強制的に雇用主のもとに連れ戻される仕組みになっていた。そして、同法によって連れ戻された労働者に暴力的な虐待行為が加えられたとしても、地方の裁判所はそれを有罪とすることはなかつ

⁸⁰ John Koren, *loc. cit.*, p. 119.

⁸¹ Gunther Peck, *op. cit.*, p. 195.

⁸² イタリア人労働者の状況については、Dominic T. Ciolli, *loc. cit.*, p. 63, ギリシア人については Gunther Peck, *op. cit.*, p. 196. また、武装したガードマンによって監視されていた事実については、S. Merlino, "Italian Immigrations and Their Enslavement," *Form*, XV, (April, 1893), p.187, Edwin Fenton, *op. cit.*, p. 90.

た⁸³。

このように、パドローネ制度における労働者拘禁は、飯場生活と密接に関わって展開されたが、その根拠は請負人と労働者との経済的關係から必然化されたものであって、J・R・コモنزの説明のように単に移民の「無知」やパドローネへの「依存性」といった労働者個人の資質には求められない⁸⁴。しかも、それは多くの場合暴力や軟禁など物理的な経済外的強制と、特に南部では独自の法制度によって支えられており、拘束性をより強固なものにしていた。したがって、その解決においては、コモنزの言う移民労働者のアメリカ化教育、あるいは公共職業紹介機関の活用のみでは不十分であって、パドローネを排除する企業の雇用制度改革、あるいは移民保護団体や労働組合を中心とした広範な社会運動が必要とされたのである。

おわりに

本稿は、1880年代から世紀転換期に最も繁栄したパドローネ制度について、代表的な労務供給請負契約を検討し、さらに労働者の募集・調達、作業管理、賃金管理、生活管理の4つの側面からその機能と特徴を明らかにした。一般に、労務供給請負制度は請負人が事業主との労務供給契約に基づき、労働力の供給を請け負い、作業現場において自ら調達した労働者を働かせ、賃金を配分し、さらには飯場を運営して労働力の維持と生活管理にあたるものが典型とされるが、これまで明らかにした内容から判断する限り、パドローネ制度は典型的な労務供給請負制度の内実を備えていたと評価できよう。

これまでアメリカにおけるパドローネ制度の研究（主に移民史研究）では、パドローネが果たした役割について歴史的に変化したと主張する論者が少なくない⁸⁵。初期のパドローネは

⁸³ Gino C. Speranza, *loc. cit.*, pp. 407-410.

⁸⁴ J・R・コモنزは、パドローネ制度について次のように説明する。すなわち「この制度は、使用者と労働者との間にある通常の不平等よりもっと根が深い不平等を基礎にして成り立っている。こうした方式の下で働く民族は、無知で命令されることに慣れており、かかる依存性と無知の上に、パドローネの権力が存立しているのである。その救済策は、移民の観点に立てば、法的権利を付与するよりむしろ望ましい教育、アメリカ的思考方法、有効な職業紹介機関、現行法のより適切な執行の中で見出さねばならない。」John R. Commons and John B. Andrews, *op. cit.*, p. 326.

⁸⁵ John R. Commons and John B. Andrews, *op. cit.*, Humbert S. Nelli, *loc. cit.*, Charlotte Erickson, *op. cit.*などがその代表である。日本の研究者もこの主張においては同様である。例えば、イタリア移民史を研究する北村暁夫氏は、受入国における移民斡旋の一形態としてパドローネの活動をとりあげている。パドローネによる移民斡旋は、移民の初期段階にみられた形態であり、1885年の契約労働移民の禁止によって衰退し、その後パドローネは「単なる就職斡旋人」に「転換」したと述べている。北村暁夫「ヨーロッパ移民と移民の連鎖」、歴史学研究会編『資本主義は人をどう変えてきたか』東京大学出版会、1995年、173～177ページ。

海外に渡って移民労働者と1～3年の労働契約を交わし、渡航費を前貸しするなどしてアメリカに導き入れ、彼らを企業に賃貸した。しかし、外国人契約労働者禁止法が制定され膨大な自発的移民が流入する1880年代半ば以降では、もはや移民を連れてくる必要はなくなり、その後は単なる「仕事の仲介人(middleman)」あるいは「私的職業斡旋人(private labor agent)」になったという主張がそれである。しかし、こうした理解は事実において誤りであるのみならず、より根本的にはパドローネの本質なり基本的性格を契約労働者の輸入業者として捉えていること、またパドローネ制度そのものを移民事業の一形態と見做している点で筆者の理解とは異なる。

パドローネが実際に果たした役割は多様であったが、主要な機能は資本と労働者との間に介在して労働力商品交換を媒介すること、つまり求人者と求職者を結びつける営利職業紹介機能と、供給先において作業管理あるいは生活管理など労務管理機能の一部を請け負うこと、すなわち労務管理業務の代行という2重の機能であって、その意味でパドローネは労働者供給業を本質とする。この点は発生初期から一貫して変わるものではなかった。それゆえ、この制度の下で発現した労働問題も本稿で明らかにしたように斡旋料徴収のための頻繁な解雇や多様な名目による中間搾取、あるいはコミサリー・システムによる収奪など労働者供給業一般にみられる弊害と共通した面を抱えていた。

パドローネ制度を労務供給請負制度と捉えた場合、世紀転換期のアメリカにおいてその際立った特質は、上記労働者供給業の2重の機能のうち前者すなわち労働力商品交換の媒介において対象となる労働力が国境を越える(出稼ぎ)移民労働者であったこと、したがって労働力の募集・調達が国際的に展開されたところにある。さらに供給対象が移民であったことから請負制度それ自体もイタリア人、ギリシア人、メキシコ人、日本人など民族ごと形成された。この点も特質の一つである。

パドローネ制度の解明においては、これらアメリカ的特質を中心に更なる多面的な分析が必要である。海外からの労働力の調達はアメリカ合衆国及び関係諸国の移民法と関わって、いかなる方法や経路(あるいはパドローネ独自のネットワーク)で実現されたか、またそれぞれ民族ごと形成された請負制度においてどのような違いがあったのかなど検討すべき問題は多い。これらは今後の課題としたい。

(かたやま かずよし 社会政策専攻)